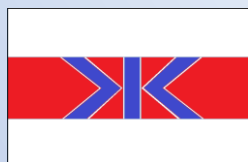


水産庁

瀬戸内海漁業調整事務所

Japan Fisheries Agency Setonaikai Fisheries Management Office



(令和5年4月現在)

I 水産庁の役割と漁業調整事務所

四方を海に囲まれ、黒潮、親潮をはじめ恵まれた海洋環境を有する日本では、古くから沿岸・沖合域で漁業が盛んに営まれ、日本国民は魚食民族といわれるほど「海の幸」に親しんできました。今日においても、我が国は年間約414万トン（令和元年）の漁業生産量を有する世界有数の水産国です。

また、我が国水産業及び漁村は、国民に対する水産物の安定供給を通じ、健康で豊かな日本型食生活の一翼を担うとともに、伝統文化の継承等、安全で潤いに満ちた国民生活に大きく寄与しています。このように国民の期待や関心が高まる一方で、水産資源の減少等により漁業生産量や漁業者数は長期的に減少傾向にあります。

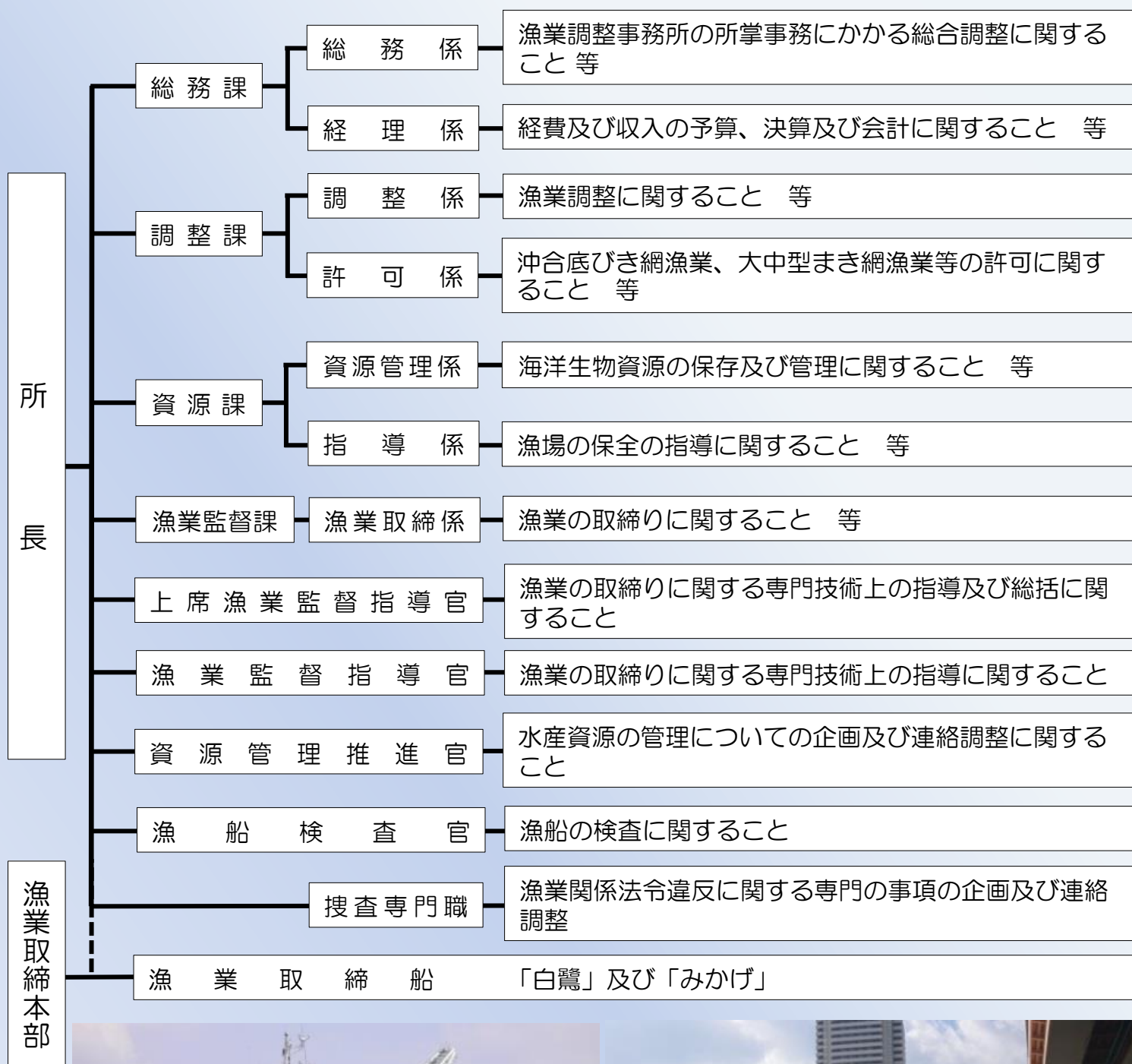
このような中、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させ、将来を担う若者にとって漁業を魅力あるものとするため、令和2年12月に施行された改正漁業法のもと、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向けた各般の施策を総合的に進めているところです。

これらの業務を地域の実情に応じて迅速に行うため、全国に6カ所の漁業調整事務所が設置され、複数県にまたがる漁業紛争の調整、大臣許可漁業の許認可事務、我が国排他的経済水域等における外国漁船及び我が国漁船の指導取締り、水産資源の保護培養や管理、漁場の保全等に関する業務を行っています。

当事務所の管轄水域である瀬戸内海等の水域は、多くの島々や入り組んだ海岸線により、豊かな漁場が形成され、各府県の漁業者が多種多様な漁法により入り合って操業を行っているほか、内海特有の静かな海面では養殖業が盛んに営まれています。



Ⅱ 組織及び所掌事務



白鷺



みかげ

Ⅲ 業務概要

総務課

- ・瀬戸内海漁業調整事務所の所掌事務にかかる総合調整に関すること
- ・職員の人事及び福利厚生に関すること
- ・経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること
- ・行政財産及び物品の管理に関すること

調整課

(1) 漁業調整

漁業の秩序を維持し、水産資源の適切な保存管理を図るために諸施策が講じられていますが、全国的に見ても瀬戸内海の漁業は各府県の漁船が複雑に入り混じって操業するという特殊性があります。そのため、伊予灘、播磨灘等の海域において、府県間にまたがる操業が秩序を維持して円滑に行えるよう漁業調整を行っています。

また、漁業調整の観点から、瀬戸内海各府県漁業調整規則及び農林水産省令で定める知事許可漁業（小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業等）に関する指導等を行っています。

(2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会

瀬戸内海に広域的に分布し、もしくは回遊する水産資源の管理及びそれに係る漁業調整を目的として設置されました。具体的には、サワラ瀬戸内海系群などの複数の府県にまたがる広域資源の管理について協議を行い、必要に応じて休漁、網目規制等の指示（委員会指示）を行っています。

本委員会は、瀬戸内海の各海区漁業調整委員会から互選された委員11名及び農林水産大臣が選任した学識委員3名で構成され、任期は4年、事務局は当事務所が担います。

(3) 漁業の許可

農林水産大臣が行う漁業の許可及び起業の認可の事務を行っています。

また、外国人漁業の規制に関する法律に基づく外国漁船の寄港許可に関する事務を行っています。



広域漁業調整委員会

資源課

(1) 資源管理の推進

近年、漁業生産量は全体的に減少傾向にあります。水産資源は適切な管理を行うことにより持続的な利用が可能です。このため資源評価に基づき、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量（最大持続生産量（MSY））の達成を目標とした新たな資源管理システムの構築や漁獲管理の適切な実施に向けて、関係府県との連絡調整、意見交換等を行っています。

また、漁獲管理や漁場整備と連携した種苗放流を推進するため、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会や関係府県に対する指導・助言を行っています。

(2) 漁場の整備

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を図るため、漁場環境の変化への対応や水産資源の生活史に配慮した広域的な漁場整備を推進するとともに、関係府県に対する指導・助言を行っています。

(3) 沿岸漁業等の振興

漁船漁業や養殖業等の沿岸漁業等について、漁業収益力や水産物流通機能の強化のための共同利用施設、種苗放流・環境整備等、水産資源増大に向けた施設等の整備を通じて、漁村地域の再生や振興を図るために関係府県等に対する指導・助言を行っています。

(4) 漁場環境の保全

赤潮による漁業被害の防止と軽減を図るため、関係機関と相互連携し、瀬戸内海におけるキーステーションとして赤潮の発生・被害状況等の情報を収集・伝達を行っています。

また、瀬戸内海において油等の流出事故が発生した場合は、関係機関と連携しながら情報の収集・伝達を行い、漁業被害の防止に努めています。

その他、漁場環境の保全及び改善を図るため栄養塩管理等に関し、関係府県との連絡調整及び指導助言を行っています。

(5) 資料収集及び調査

瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整備並びに瀬戸内海の水産に関する調査を行っています。



魚類養殖の給餌

赤潮が発生した海面



漁業監督課

(1) 漁業に関する指導取締り

漁業の秩序を維持し水産資源の適切な保存管理を図る必要があります。そのため、高速漁業取締船「白鷺」、「みかげ」及び航空機を配備し、瀬戸内海及び紀伊水道から豊後水道までの海域の漁業取締りを行っています。また、違反の広域化に対応して、関係府県漁業取締船との連携取締りを行っています。



災害時における給水活動

上席漁業監督指導官

漁業監督指導官の業務の総括を行っています。

漁業監督指導官

漁業取締船や航空機に乗船・搭乗し、漁業の取締り・指導を行っています。



違反漁船への立入検査

操業中の漁船に対する拡声器による指導



資源管理推進官

広域に分布回遊する水産資源の管理についての企画及び連絡調整を行っています。



サワラ資源管理漁業者協議会での取組説明

資源管理措置を遵守し漁獲されたサワラ



漁船検査官

漁船の所有者からの依頼を受け、漁船の船体、機関及び電気設備等に関する検査を行っています（農林水産大臣が定める技術基準への適合検査）。



検査中の船舶

機関等の検査



捜査専門職

漁業関係法令違反に関する専門の事項の企画及び連絡調整をおこなっています。

IV 漁業取締船 他

(1) 白鷺

平成17年3月28日に竣工。総トン数149トン。アルミ軽合金の使用による船体の軽量化を図り、高速速力を確保、高速性を活かした広域漁業取締業務を行っています。

(2) みかげ(用船)

平成21年3月に竣工。総トン数49トン、高速速力で漁業取締業務を行っています。



漁業取締船 白鷺



漁業取締船 みかげ



漁業取締小型航空機



違反漁船へ向かう白鷺と搭載艇

水産庁漁業取締本部 神戸支部

支
部
長
(所長)

支部員(総務課長、調整課長、
資源課長、漁業監督課長)

取締りに従事する職員
(漁業監督指導官等)

我が国周辺水域における違法操業の悪質化・巧妙化・広域化が進んでおり、これに対して迅速かつ強力な対応を実施するため、平成30年1月15日に水産庁長官を本部長とする「水産庁漁業取締本部」が設置され、同年4月1日に「水産庁漁業取締本部神戸支部」が設置されました。

V 沿 革

昭和25年 3月	漁業法の施行により瀬戸内海連合海区漁業調整委員会が設置。	昭和52年 4月	資源課に漁場整備係が新設。
5月	水産庁設置法が改正、瀬戸内海漁業調整事務局は、水産庁の所掌事務のうち、上記委員会に関する事務並びに漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌し、神戸市に置くことが定められた。	昭和53年 7月	事務局は瀬戸内海漁業調整事務所と改称。
6月	農林省組織規程が改正、管轄区域が漁業法第109条に基づく瀬戸内海の地先海面と定められ、組織として総務課(総務係、経理係)、調整課(調整係、許可係)、資源課(振興係、資源係)が設けられた。	昭和57年10月	「せとうち」(55.68トン)が代船建造。
7月	事務局が神戸市生田区中山手通の協同工業会館内に開設。	昭和63年 3月	「白鷺」(97トン)が代船建造。
昭和27年 4月	漁業取締船「白鷺丸」(56.08トン)が建造配備。	平成 5年 3月	「せとうち」(39トン)が代船建造。
8月	農林省組織規程が改正、管轄区域が瀬戸内海の海面並びに和歌山県、徳島県、愛媛県及び高知県の地先海面となった。	平成 7年10月	事務所に資源保護管理指導官が新設。
昭和29年10月	事務局が兵庫県中之島の兵庫県水産会館内に移転。	平成 9年10月	事務所に漁船検査官が新設。また、資源課に資源管理係及び資源増殖係が新設、従来の資源係は廃止。
昭和35年12月	事務局が生田区新港町に移転。	平成13年10月	事務所に資源管理計画官が新設。また、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会が廃止、新たに瀬戸内海広域漁業調整委員会が設置。
昭和41年 4月	事務局に漁業監督指導官が新設。	平成15年 4月	調整課に漁業取締係が新設。
昭和43年 3月	「白鷺丸」(91.37トン)が代船建造(昭和47年5月に92.09トンに増トン)。	平成16年10月	漁業監督指導官が2名に増員。
昭和46年 9月	「せとうち」(43.75トン)が高速艇型漁業取締船(用船)として配備。	平成17年 3月	「白鷺」(149トン)が代船建造。
12月	事務局が神戸地方合同庁舎に移転。	平成21年 3月	「みかげ」(49トン)が代船建造。
昭和48年 6月	漁場保全等に関する事務を行う指導課(指導係、調査係)が新設。	平成26年 4月	漁業監督指導官が3名に増員、資源課の振興係が廃止。
		平成29年 4月	資源課の漁場整備係が振興係に名称変更、資源増殖係は廃止。
		平成30年 4月	水産庁漁業取締本部神戸支部が設置。
		10月	資源管理推進官が新設、従来の資源管理計画官は廃止。
		平成31年 4月	捜査専門職が新設。また、指導課の調査係が廃止。
		令和 2年 4月	資源課の振興係が廃止。
		令和 4年 4月	上席漁業監督指導官が新設。
		令和 5年 4月	漁業監督課を新設。漁業取締係を調整課から漁業監督課へ移管。指導課を廃止し指導係を資源課に移管。資源保護管理指導官を廃止。

水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所

〒650-0024

兵庫県神戸市中央区海岸通29番地
神戸地方合同庁舎2F

TEL 078-392-2281 (代表)

FAX 078-392-0464

[URL] <http://www.jfa.maff.go.jp/setouti/>



(表紙写真)

- ・漁業取締船「白鷺」及び「みかげ」(上)
- ・漁業取締小型航空機(下)